

平成28年3月25日  
(照会先)  
品質管理部長 田中 章夫  
(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

### 事務処理誤り等(平成28年2月分)について

平成28年2月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

## 事務処理誤り等（平成28年2月分）について

別添

### I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

### II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

#### 1 平成28年2月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成27年度に発生した事務処理誤りが78件、平成26年度が37件、平成25年度が12件、平成24年度以前が79件、合計206件(市区町村において発生した14件、委託業者等が発生させた17件を含む)となっています。そのうち事案の概要が公表可能な168件及びシステム事故5件について日本年金機構HPに掲載しています。

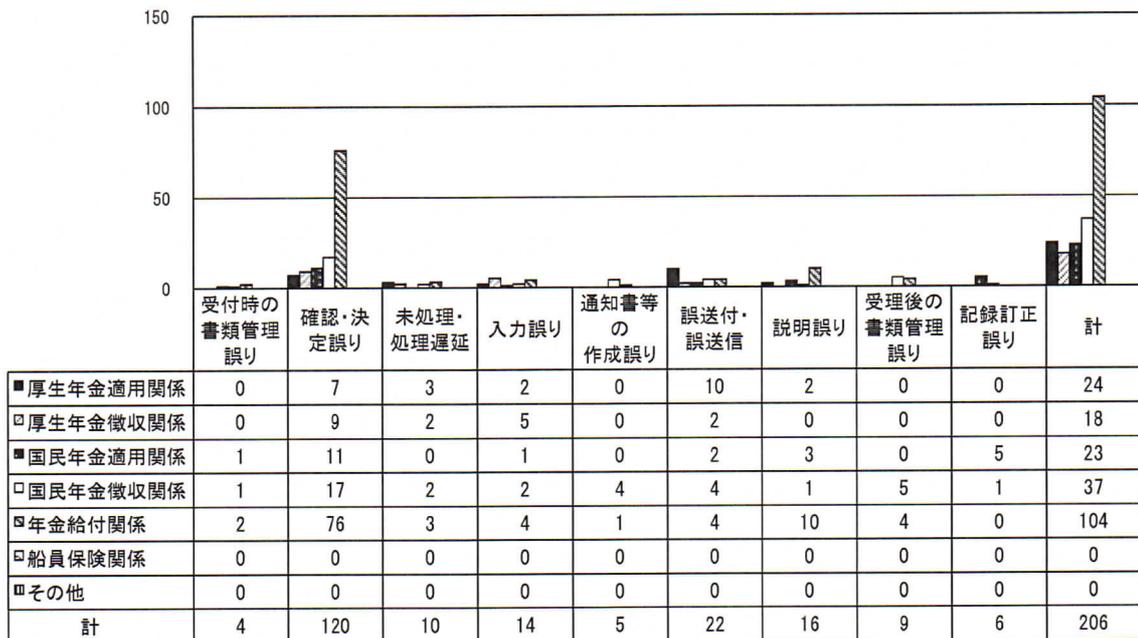
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
件数	60(1)	0(2)	3	5	3(1)	2(2)	10(2)	32(5)	60(18)	175(31)
割合	29.6%	1.0%	1.5%	2.4%	1.9%	1.9%	5.8%	18.0%	37.9%	100.0%

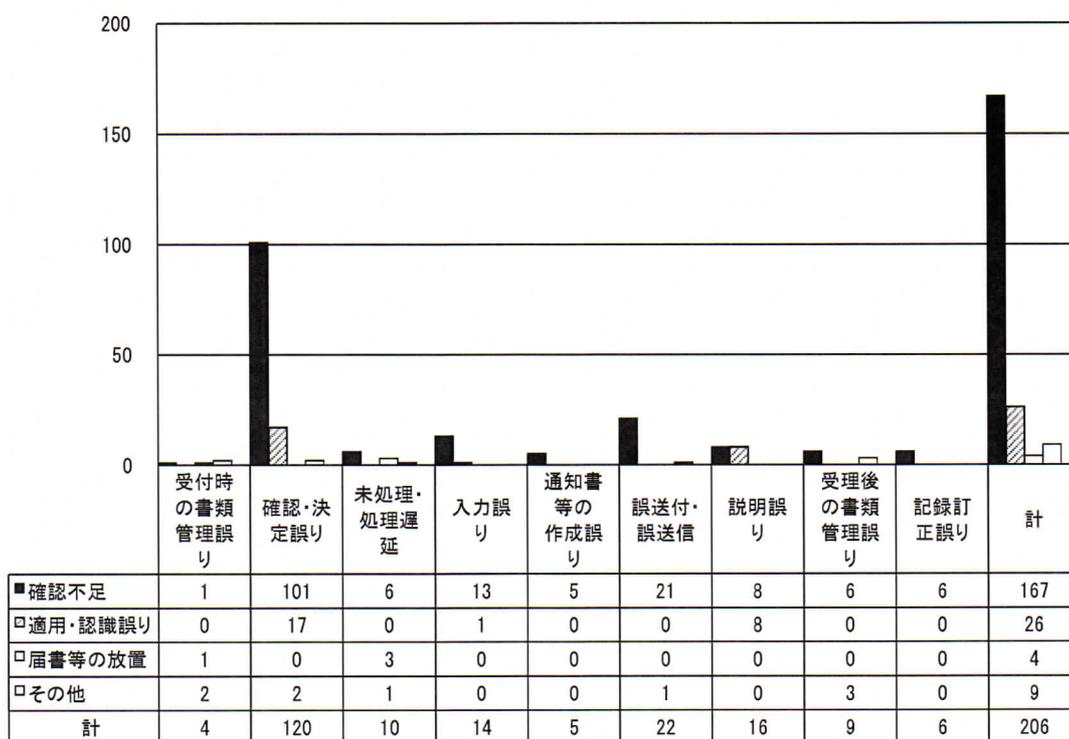
◀ 社会保険庁時代に発生 ▶

※ ( ) 内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

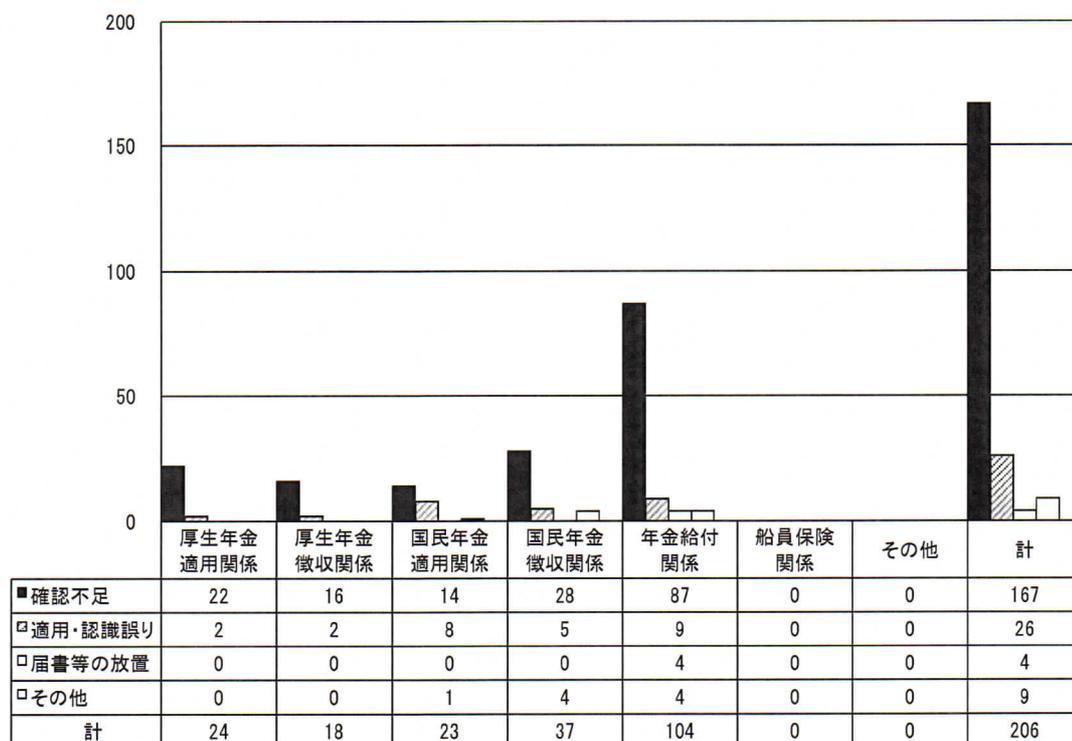
#### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



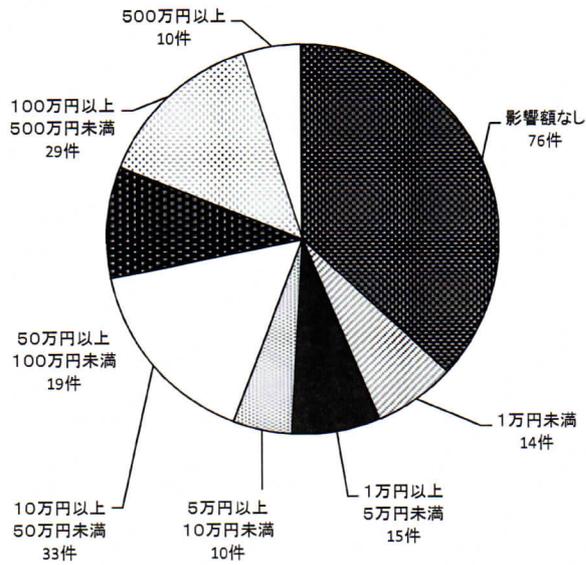
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

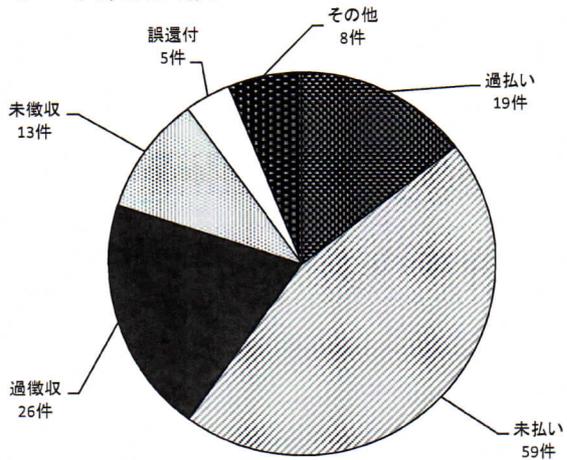


## 5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	14	2	12	21	27	0	0	76
1万円未満	2	2	1	6	3	0	0	14
1万円以上 5万円未満	1	2	0	6	6	0	0	15
5万円以上 10万円未満	0	1	2	0	7	0	0	10
10万円以上 50万円未満	5	5	5	4	14	0	0	33
50万円以上 100万円未満	0	3	0	0	16	0	0	19
100万円以上 500万円未満	2	3	3	0	21	0	0	29
500万円以上	0	0	0	0	10	0	0	10
計	24	18	23	37	104	0	0	206

## 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額	平均金額
過払い	19件	14,752,393	776,441
未払い	59件	162,406,689	2,752,655
過徴収	26件	6,102,667	234,717
未徴収	13件	9,785,478	752,729
誤還付	5件	382,540	76,508
その他	8件	18,514,772	2,314,346
計	130件	211,944,539	1,630,342

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払いがある件	2件	7,954,513
過徴収と未徴収がある件	4件	6,746,623
過徴収と未払いがある件	2件	3,813,636

## 7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	123件	59.7%
外部	83件	40.3%
計	206件	100.0%

## 8 システム事故

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2015年9月24日	遺族厚生年金の支給停止額計算誤り	190名	未払い	218,798円
2015年9月24日	既に老齢基礎年金を受給されている方への老齢厚生年金 勸奨状送付誤り	44名	-	0円
2015年9月24日	共済組合に在職されている方の老齢厚生年金支給停止誤り	23名	過払い	3,399,832円
2007年4月1日	旧法厚年老齢年金の65歳以降の在職による支給停止額誤り	5名	過払い	72,147円
2010年7月15日	遺族厚生年金の支給停止額計算誤り	2名	その他	492円

○日本年金機構の平成28年2月分の事務処理誤り一覧(1～21ページ)

- |             |       |     |      |        |
|-------------|-------|-----|------|--------|
| 1. 厚生年金適用関係 | ..... | 1P  | 整理番号 | 1～19   |
| 2. 厚生年金徴収関係 | ..... | 4P  | 整理番号 | 20～32  |
| 3. 国民年金適用関係 | ..... | 6P  | 整理番号 | 33～49  |
| 4. 国民年金徴収関係 | ..... | 9P  | 整理番号 | 50～78  |
| 5. 年金給付関係   | ..... | 13P | 整理番号 | 79～168 |

○日本年金機構の平成28年2月分のシステム事故一覧(22～23ページ)

# 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	高津	2015年 8月14日	2015年 10月13日	<p>○お客様から年金額について問合せがあり、資格取得届の処理にあたり、別人の基礎年金番号で処理を行ったことより、年金額が減額調整されていることが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</li> <li>●資格取得届の正しい処理を行いました。また未払いとなった年金については翌月に支払いました。</li> <li>●担当部署において、審査時に氏名・発生日月以外に住所の確認を徹底するよう周知しました。</li> </ul>	2名	未払い	108,074
2			神奈川県	相模原	2015年 10月5日	2015年 10月8日	<p>○事業所から資格取得決定通知書に従業員でない氏名が記載されていると問合せがあり、資格取得届を処理にあたり、誤った事業所整理記号により資格取得届の処理を行い決定通知書を送付していたことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</li> <li>●訂正処理を行い、誤った通知書を回収し、正しい通知書を事業所にお渡ししました。</li> <li>●担当部署において、今回の事象を説明し、決裁時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</li> </ul>	2事業所 2名	—	0
3	算定基礎届の誤り	入力誤り	福岡	中福岡	2011年 10月12日	2015年 6月19日	<p>○社会保険労務士から標準報酬月額について問合せがあり、算定基礎届の報酬の平均額の桁数を見誤り、標準報酬月額を誤って決定していたことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。</li> <li>●訂正処理を行い、未徴収の保険料について分割納付書をお渡ししました。</li> <li>●担当部署において、今回の事象を説明し、決裁時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</li> </ul>	1事業所 1名	未徴収	4,954,155
4	月額変更届の誤り	説明誤り	宮城	大河原	2015年 6月12日	2015年 7月9日	<p>○事業所から2年以上遡及する月額変更届を受け付けた際、東日本大震災による保険料の免除の特例の理解不足により、還付できる保険料額を誤って説明していたことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</li> <li>●担当部署において、今回の事象を説明し、東日本大震災の特例処置について周知しました。</li> </ul>	1事業所 3名	—	0
5	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	愛媛	事務センター	2015年 9月1日	2015年 9月8日	<p>○年金事務所から問合せがあり確認したところ、遡及した賞与支払届が提出された際、賞与支払年月日の確認不足により、入力期限までに処理を行わなかったことで時効に該当する期間の保険料の未徴収を発生させていたことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</li> <li>●担当部署において、今回の事象を説明し、未処理の届書のチェックを徹底するよう周知しました。</li> </ul>	1事業所 1名	未徴収	18,862
6	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	三重	伊勢	2014年 4月10日	2014年 8月11日	<p>○担当部署で確認を行っていたところ、二以上勤務被保険者にかかる保険料額の登録を誤ったため、保険料の未徴収及び過徴収が判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</li> <li>●保険料の訂正処理を行い、翌月の保険料で増額及び減額調整しました。</li> <li>●担当部署において、今回の事象を説明し、保険料の計算時及び決裁時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</li> </ul>	20事業所 21名	その他	4,786,445
7			石川	金沢南	2015年 8月21日	2015年 10月23日	<p>○社会保険労務士事務所から在職老齢年金額について問合せがあり確認したところ、二以上勤務被保険者にかかる70歳以上被用者該当・不該当届の入力を誤ったため、在職老齢年金の過払いが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●担当者がお客様及び社会保険労務士事務所にお詫びの上説明し了承を得ました。</li> <li>●記録の訂正処理を行い、過払の年金は内払調整を行いました。</li> <li>●担当部署において、今回の事象を説明し、業務処理要領及び業務取扱要領の確認を徹底するよう周知しました。</li> </ul>	1名	過払い	133,333

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
8	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	愛知	岡崎	2015年 10月9日	2015年 10月29日	○事業所から二以上勤務被保険者の保険料について問合せがあり、料率改定及び算定基礎届の処理を確認不足により行っておらず、保険料の未徴収が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●保険料の処理を行い、未徴収の保険料は翌月の保険料で増額調整しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、一覧表を作成し進捗管理を徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	未徴収	2,194
9	厚生年金適用関係届書等の誤り	説明誤り	東京	品川	2015年 6月24日	2015年 7月27日	○事業所から健康保険証が届かないと問合せがあり、被保険者氏名変更届の記入方法の説明を誤り、旧姓が変更後の氏名となっていたため、事務センターにおいて処理不要の判断がされ、処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●訂正処理を行い、健康保険証を事業所に送付しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、お客様の申し出内容を正しく聞き取り適切な対応を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	—	0
10	年金記録の統合作業の未処理	未処理・処理遅延	埼玉	川越	2015年 2月2日	2015年 6月9日	○年金局から問合せがあり、年金記録照会申出書を地方厚生局へ送付するのに3カ月以上の日数を要していたことが判明しました。 ●担当部署において、事務処理遅延防止チェックシートを基に進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
11	厚生年金適用関係届書等の未処理	未処理・処理遅延	東京	武蔵野	2015年 4月24日	2015年 10月8日	○事務センターからの連絡により、資格取得届の処理が未処理であるにもかかわらず、処理済みとして編綴していることが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の処理を行い、未徴収の保険料は翌月の保険料で増額調整しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、書類の混在を防ぐ処理手順を示し、処理状態のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	229,112
12			神奈川	事務センター	2015年 4月頃	2015年 10月8日	○担当部署で記録が重複している者の確認を行っていたところ、委託業者の確認不足により、資格喪失届の処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の処理を行い、過徴収の保険料は翌月の保険料で減額調整しました。 ●委託業者に対し、確認作業を徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	過徴収	218,880
13	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	北海道	事務センター	2015年 7月10日	2015年 7月14日	○事業所から問合せがあり、委託業者が誤って別の事業所に年金手帳を送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した年金手帳を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導し、再発防止策の報告がありました。	2事業所 1名	—	0
14			東京	事務センター	2015年 6月16日	2015年 6月24日	○事業所から問合せがあり、委託業者が誤って別の事業所に算定基礎届を送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した届書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導し、事故報告書及び再発防止策の提出がありました。	2事業所 5名	—	0
15			東京	事務センター	2014年 8月20日	2014年 8月25日	○事業所から問合せがあり、委託業者が誤って別の事業所に被保険者標準報酬決定通知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付すべき事業所に送付及びお渡しました。	2事業所 12名	—	0
16			兵庫	事務センター	2015年 7月30日	2015年 8月3日	●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導し、再発防止策の報告がありました。	2事業所 4名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
17	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	事務センター	2015年 11月20日	2015年 12月9日	○事業所から返戻があり、委託業者が誤って別の事業所に賞与支払届を送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●本来送付すべき事業所に書類を送付しました。 ●委託業者に対し、作業マニュアルの再確認及び封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導し、顛末書及び改善報告書の提出がありました。	2事業所 4名	—	0
18			千葉	千葉	2015年 8月31日	2015年 9月1日	○事業所から他の事業所の厚生年金保険被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表が送付されてきたと問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、決裁時の確認及び発送物を別々にクリアファイルに入れ封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 80名	—	0
19			東京	足立	2015年 10月1日	2015年 10月8日	○社会保険労務士から業務を受託していない事業所の被保険者資格取得届の控えが送付されてきたと問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、返信封筒のホッチキス留めなど、マニュアルに基づいた処理を徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	—	0

## 2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
20	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	川内	2015年 11月2日	2015年 11月5日	○遡及した資格喪失年月日訂正届の処理を行う際、保険料計算の締切日まですべての処理を完了すべきところ、処理を遅延したことにより保険料が過徴収されていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●お詫び文書及び還付請求書を送付しました。 ●担当部署において、当日内に処理を完結すること及び処理票に確認欄を設け口座振替納付事業所の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	1,483,160
21	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	岐阜	大垣	2015年 5月12日	2015年 10月7日	○担当部署で確認を行っていたところ、二以上事業所勤務被保険者保険料登録票の入力後の確認を怠り、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●保険料額の訂正処理を行い、過徴収の保険料は翌月の保険料で減額調整しました。 ●担当部署において、入力後の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	94,985
22	二以上事業所勤務者の誤り	入力誤り	北海道	釧路	2010年 4月頃	2015年 5月11日	○担当部署で確認を行っていたところ、二以上事業所勤務被保険者保険料登録票の処理の際、児童手当拠出金の入力誤りにより保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●保険料額の訂正処理を行い、未徴収の保険料は翌月の保険料で増額調整しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、入力後の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	未徴収	12,601
23			群馬	太田	2015年 9月7日	2015年 10月14日	○担当部署で確認を行っていたところ、二以上事業所勤務被保険者の70歳到達時の処理を行う際、二以上事業所勤務被保険者保険料登録票への入力誤りにより保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●保険料額の訂正処理を行い、未徴収の保険料は翌月の保険料で減額調整しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、入力後の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	31,584
24			佐賀	唐津	2015年 7月27日	2015年 10月19日	○担当部署で確認を行っていたところ、二以上事業所勤務被保険者の算定基礎届の処理を行う際、二以上事業所勤務被保険者保険料登録票への入力誤りにより保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●保険料額の訂正処理を行い、過徴収の保険料は翌月の保険料で減額調整しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	150

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
25	厚生年金徴収関係届書等の誤り	確認・決定誤り	東京	中央	2014年 10月2日	2014年 11月6日	○事業所から保険料の口座振替について問合せがあり確認したところ、登録処理票の起票を誤り別の事業所の保険料を口座振替していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●口座振替申出記録の訂正を行い、過徴収の保険料の返金、未徴収の保険料を収納しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、入力時のダブルチェック及び決裁時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	その他	183,288
26			兵庫	尼崎	2015年 4月27日	2015年 4月30日	○事業所から一部納付した保険料が口座振替されていると問合せがあり、事業所から金融機関へ口座振替停止手続きを行う旨の説明を失念したことにより保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●過徴収の保険料は翌月の保険料で減額調整しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、口座振替納付事業所の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	595,774
27			宮城	大河原	2015年 11月24日	2015年 11月30日	○事業所から口座振替の停止を依頼したにもかかわらず口座振替されていると問合せがあり、口座振替の緊急停止処理を失念し保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●過徴収の保険料は還付処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、書面で受付すること及び決裁時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	534,182
28			香川	高松西	2015年 11月27日	2015年 12月16日	○事業所から還付金の振込がされていないと問合せがあり、事業所名称の登録誤りにより還付金の未払いが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●未払いの保険料は還付処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未払い	443,494
29	厚生年金徴収関係届書等の未処理	未処理・処理遅延	長野	長野南	2015年 7月9日	2015年 10月9日	○担当部署で確認を行っていたところ、二以上事業所勤務被保険者の月額変更届の処理を行う際、二以上事業所勤務被保険者保険料登録票への入力漏れがあり保険料が過徴収または未徴収となっていたことが判明しました。また過去の登録票の確認を行ったところ他の事業所の入力漏れも判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●保険料額の訂正処理を行い、過徴収または未徴収の保険料は翌月の保険料で減額・増額調整しました。還付請求の処理を行いました。 ●担当部署において、増減内訳書による事後点検作業の追加及び警告リストのダブルチェックを徹底するよう周知しました。	7事業所	その他	1,605,842
30	厚生年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	京都	上京	2015年 10月22日	2015年 10月23日	○事業所から他の事業所の領収済通知書が送付されてきたと問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	—	0
31			神奈川	港北	2015年 11月9日	2015年 11月10日	○差押執行した第三債務者の金融機関から債権差押通知書に他の事業所の滞納金額目録が送付されてきたと問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者が金融機関にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を返却していただき、訂正した書類を送付しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、封緘時のポイントを指導しチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	—	0
32	納付書の作成誤り	入力誤り	静岡	沼津	2014年 5月15日	2015年 4月21日	○担当部署で確認を行っていたところ、分割納付書の入力誤りにより保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●過徴収の保険料は還付処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、納付書作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	1

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
33	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2013年 11月27日	2015年 6月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日の登録漏れや登録誤りにより、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い納め過ぎとなっていた保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	141,580
34			福岡	直方	2015年 1月27日	2015年 10月29日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日の登録漏れや登録誤りにより、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い納め過ぎとなっていた保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	159,710
35			茨城	土浦	2009年 4月1日	2015年 7月3日	○担当部署で国民年金任意加入期間の満了の確認を行っていたところ、任意加入の資格取得処理を行う際に、合算対象期間の確認不足により誤った資格喪失予定年月日を登録したため、受給権を満たすための月数が不足していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●お客様の申出により新たな合算対象期間が判明し受給権を満たすこととなったため、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、加入月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
36			静岡	沼津	2008年 2月6日	2015年 7月23日	○年金請求書を確認していたところ、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、合算対象期間の確認不足により誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていたこと、また、老齢厚生年金が未払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、納め過ぎとなっていた保険料を還付し、未払いとなっていた年金を支払いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、加入月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	2,283,962
37			東京	上野	2013年 7月29日	2015年 9月8日	○担当部署で国民年金任意加入期間の満了の確認を行っていたところ、任意加入の資格取得処理を行う際に、厚生年金加入期間の計算誤りにより誤った資格喪失予定年月日を登録したため、老齢基礎年金を満額にするための月数が不足していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い保険料を領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、加入月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	124,420
38			福井	敦賀	2004年 8月30日	2014年 10月15日	○お客様から問合せがあり、外国籍のお客様が海外に転出した場合は国民年金の任意加入ができませんにもかかわらず、誤って任意加入申出書を受理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い保険料を還付しました。 ●担当部署において、外国籍の方の事務処理について周知徹底しました。	1名	過徴収	1,568,270

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
39	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	須磨	2014年 5月20日	2015年 1月13日	○お客様から問合せがあり、20歳となったお客様の国民年金資格取得届を処理する際に、年金手帳の作成処理を漏らしたため、年金手帳が送付されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●年金手帳を送付しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
40			東京	杉並	2013年 7月頃	2015年 6月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届を処理する際にお客様が記載していた郵便番号に誤りがあったにもかかわらず、確認を漏らしそのまま処理したため、誤った住所が登録され納付書が送達されなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い納付書を送付しました。 ●担当部署において、入力結果と届書の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
41		記録訂正誤り	東京	事務センター	2015年 8月28日	2015年 10月27日	○お客様から問合せがあり、区役所が国民年金資格取得届を受け付けた際に、基礎年金番号が1桁違う別人の基礎年金番号を記載したため別人の記録で資格取得処理が行われ、お客様が納付した保険料が別人の納付記録となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うこと了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●区役所から基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等による本人確認を徹底するとの報告がありました。	2名	—	0
42	国民年金種別変更届の誤り	記録訂正誤り	兵庫	姫路	2011年 12月8日	2015年 10月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金種別変更届を処理する際に、別人の住所で処理をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
43	国民年金資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	2014年 2月頃	2015年 3月11日	○社会保険労務士から問合せがあり、町役場が国民健康保険の資格喪失処理をした際に、誤って国民年金資格喪失届を作成したため、国民年金加入中のお客様の資格喪失処理が行われ、保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●町役場から届出内容の確認を徹底するとの報告がありました。	1名	誤還付	61,260
44		入力誤り	京都	事務センター	2014年 5月19日	2014年 6月16日	○事務センターから連絡があり、国民年金資格喪失届を処理する際に、喪失年月日を1年誤って入力し国民年金加入期間の保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、資格喪失届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	165,440
45	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	記録訂正誤り	大分	日田	1986年 6月17日	2015年 8月11日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際に、同姓同名、同一生年月日の別人の年金手帳記号番号で処理したため、別人の記録が訂正され保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、氏名索引を行う際は、氏名と生年月日だけでなく必ず住所まで確認を徹底するよう周知しました。	2名	誤還付	125,580
46			東京	足立	2015年 1月21日	2015年 9月29日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際に、同姓同名の別人の年金手帳記号番号で処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等による本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
47	年金記録の訂正誤り	記録訂正誤り	兵庫	事務センター	2015年 4月16日	2015年 7月1日	○事務センターから連絡があり、統合不要の年金記録を誤って統合し、国民保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録を訂正する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	300
48	国民年金適用関係通知書等の誤交付	誤送付・誤送信	宮城	仙台広域 事務センター	2015年 8月26日	2015年 9月4日	○お客様から再提出のあった国民年金被保険者関係届書に別の方の基礎年金番号等が記載された処理状態登録結果一覧表が添付されており、届書を返戻する際に誤って別の方の処理状態登録結果一覧表を添付して送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
49			東京	事務センター	2015年 12月7日	2015年 12月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当通知書を作成する際に裏面に印字したため本来廃棄すべき帳票をそのまま使用して送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●裏面に別人の記録が印字された通知書を回収し、正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、廃棄する帳票は赤ペンにより廃棄するものであることを明示し、封入・封緘作業においては送付物の裏面の確認を徹底するよう周知しました。	2名	—	0

#### 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
50	国民年金保険料納付書の誤り	入力誤り	愛媛	松山東	2014年 4月24日	2014年 8月11日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付書を作成する際に、納付書の作成期間を誤ったため1年前納ができなかったこと、また、前納できなかった期間について定額保険料で口座振替が行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、定額保険料と前納保険料額との差額を還付することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、処理結果リストのチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,470
51	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	記録訂正誤り	埼玉	川越	2013年 1月15日	2015年 1月29日	○市役所から連絡があり、国民年金保険料免除該当届を作成する際に、市役所職員が誤って同姓同名の別人の基礎年金番号を記載させたため、別人の記録が訂正され保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●市役所に対し、本人確認を徹底するよう依頼しました。	2名	誤還付	29,960
52	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	厚木	2014年 8月29日	2015年 10月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除取消申請書进行处理する際に、取消年度を誤っていたため、本来免除期間であるにもかかわらず口座振替が行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、免除取消申請書进行处理する際は取消年度の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	31,180
53			熊本	事務センター	2015年 4月頃	2015年 5月20日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除申請書进行处理する際に、所得の転記誤りや配偶者・世帯主欄の確認漏れにより、誤った区分で免除承認をしていたことが判明しました。 ●お客様の文書を正しい通知書とあわせて送付しました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認項目を周知徹底しました。	39名	—	0
54			東京	杉並	2015年 3月27日	2015年 8月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除取消申請書を事務センターに回付する際に入力の方法を誤ったため、納付書が作成されず納付書による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領取することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領取しました。 ●担当部署において、免除取消申請書を事務センターへ回付する際は、依頼内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
55			説明誤り	東京	青梅	2014年 5月15日	2014年 11月6日	○事務センターから国民年金免除・納付猶予申請書の返戻があり、市役所が申請書を受け付けた際に、離職を理由とする免除申請が可能であることの説明を漏らし、納付猶予申請のみ受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、全額免除で処理を行うことで了承を得ました。 ●申請書の処理を行いました。 ●市役所に対し、免除制度の周知を行い説明誤りを防止するよう依頼しました。	1名	—

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
56	国民年金保険料領収済 通知書の誤り	確認・決定誤り	福島	事務センター	2014年 12月16日	2015年 1月5日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の領収済通知書を誤って2度入力していたため保険料が過誤納となり、還付請求書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤って送付した還付請求書を回収しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	24名	—	0
57			岡山	岡山広域 事務センター	2015年 4月8日	2015年 12月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の領収済通知書を処理した際に、配信されたエラーリストによる補正処理を漏らしたため、納付記録を反映していないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、エラーが配信された際はエラー原因と納付記録を確認し、補正漏れを防ぐよう周知徹底しました。	1名	—	0
58	国民年金保険料口座振 替納付(変更)申出書の 誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2014年 4月25日	2015年 6月5日	○お客様から問合せがあり、2年前納のための国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、お客様が口座番号を書き間違えていたにもかかわらず、登録済みの口座番号との確認を漏らし、そのまま処理したことにより口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を現金領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、審査時及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
59			滋賀	事務センター	2015年 6月29日	2015年 8月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座振替依頼書の金融機関への送付を漏らし、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納ができなかった保険料についてはお客様から納付書で納付するとの申出があったため、納付書を送付しました。 ●担当部署において、審査時及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	100
60			大阪	吹田	2014年 8月20日	2015年 1月14日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を受け付けた際に、記載不備があったにもかかわらず受理していたこと、また、回付先の年金事務所を誤っていたことにより口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、定額保険料と前納保険料額との差額を還付することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、書類受付時の点検及び回付先の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,070
61			神奈川	相模原	2015年 4月9日	2015年 4月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼を受けた後、再開処理を漏らしていたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収できることとなりましたが、お客様から口座振替による納付を辞退するとの申出がありました。 ●訂正処理を行い、口座振替辞退申出書を送付しました。 ●担当部署において、口座振替の緊急停止を行った際は、緊急停止管理簿による管理を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	187,590
62		入力誤り	福島	事務センター	2015年 4月23日	2015年 6月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を現金領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、処理結果リストのチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
63	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	大阪	福島	2015年 5月7日	2015年 5月20日	○お客様から問合せがあり、お客様が納付した国民年金保険料の納付記録の記録が行われるのは3～4営業日以降であるにもかかわらず、保険料が納付されていないと誤認し納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●重複納付となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、お客様が保険料を納めてから納付記録に反映されるまでの期間について周知徹底しました。	1名	過徴収	173,050
64			鹿児島	鹿屋	2015年 4月30日	2015年 5月8日	○担当部署で国民年金後納保険料納付申込書の確認を行っていたところ、後納保険料納付申込書を処理する際に、20歳前の学生期間を合算対象期間として誤って算入したため、後納保険料を納付しても受給権を満たさないにもかかわらず後納の納付書を交付し、お客様が後納保険料を納付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い後納保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書を処理する際はチェックシートを使用し、加入月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	402,600
65			東京	府中	2015年 4月14日	2015年 6月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付申込書を受け付けした際に、同月内の得喪の被保険者期間を算入していたため、受給権を満たすための月数が1ヵ月不足していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い保険料を領収しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書を処理する際はチェックシートを使用し、加入月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,930
66		通知書等の作成誤り	東京	葛飾	2015年 2月27日	2015年 3月3日	○お客様から提出のあった年金請求書を確認していたところ、国民年金後納保険料納付申込書を処理する際に、同一期間の納付書を重複して作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●重複納付となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	220,820
67			青森	青森	2015年 3月5日	2015年 3月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を処理する際に、納付書の使用期限を65歳の誕生日の前々日までに訂正して交付すべきところ、訂正せずに交付したため、追納期限が経過し追納できなくなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが追納保険料を領収することが認められなかったため改めてお詫びしました。審査請求の手続きを案内しました。 ●担当部署において、追納保険料の納付書を作成する際は受給資格及び生年月日を確認するよう周知徹底しました。	1名	—	0
68	国民年金保険料徴収関係の誤り	確認・決定誤り	東京	墨田	2015年 6月2日	2015年 6月24日	○担当部署において、国民年金保険料延滞金の充当処理を行っていたところ、延滞金の金額を誤って領収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い過徴収となった延滞金を還付しました。 ●担当部署において、延滞金を計算する際は複数人による確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	150
69	国民年金保険料徴収関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	沖縄	那覇	2014年 2月24日	2014年 5月26日	○お客様から問合せがあり、過誤納となった保険料についてお客様に還付額の説明文書を送付した際に、還付額を誤って記載していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●正しい金額で文書を送付しました。 ●担当部署において、お客様に文書等を送付する際は記載内容のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
70	国民年金徴収関係届書等の処理漏れ	未処理・処理遅延	兵庫	東灘	2013年 7月4日	2014年 4月11日	○担当部署で後納保険料の還付処理について確認していたところ、後納保険料の還付処理漏れがあることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●還付処理を行い保険料を還付しました。 ●担当部署において、複数人で還付処理の進捗状況の確認を徹底するよう周知しました。	4名	未払い	44,400
71			福岡	久留米	2010年 8月31日	2015年 9月1日	○担当部署で未処理書類の確認を行っていたところ、国民年金保険料免除申請書が保留書類の管理票ファイルに混入し、未処理となっていたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●申請書の処理を行いました。 ●担当部署において、6色ボックスによる届書の管理を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
72	国民年金徴収関係届書等の紛失	受理後の書類管理誤り	高知	高知東	2014年 5月9日	2014年 7月7日	○担当部署で未処理書類の確認を行っていたところ、お客様から提出のあった国民年金保険料免除申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●申請書の控えにより処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
73			宮崎	事務センター	2015年 4月頃	2015年 8月18日	○担当部署で町役場に送付した未処理書類の確認を行っていたところ、町役場で国民年金保険料免除申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●申請書を再提出していただき処理を行いました。 ●町役場に対し、適正な書類の管理を徹底するよう依頼しました。	2名	—	0
74			千葉	木更津	2015年 6月頃	2015年 7月10日	○市役所から連絡があり、市役所でお客から提出のあった国民年金保険料学生納付特例申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●申請書を再提出していただき処理を行いました。 ●市役所に対し、適正な書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	—	0
75			高知	事務センター	2015年 6月26日	2015年 10月8日	○担当部署で未処理書類の確認を行っていたところ、お客様から提出のあった国民年金保険料免除申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●申請書を再提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
76	国民年金徴収関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	千葉	松戸	2013年 4月15日	2015年 6月9日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により別人の国民年金保険料の納付書を送付し、お客様がその納付書で保険料を納付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、保険料を還付することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い保険料を還付しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	15,040
77			愛知	一宮	2015年 11月19日	2015年 12月1日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により別人の国民年金保険料の納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した納付書を回収しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
78			秋田	秋田	2015年 11月5日	2015年 11月16日	○お客様から別人の国民年金保険料還付請求書の提出があり、還付請求書を2名のお客様に送付する際、送付先を互い違いにしていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●還付請求書を回収し本来送付すべきお客様に送付しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2名	—	0

## 5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
79	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	千葉	市川	1983年 9月13日	2014年 4月11日	○機構本部からの連絡により、通算対象期間の確認不足による受給権発生日月の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。訂正しお客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生日月の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	728,979
80			神奈川	横浜南	1998年 7月1日	2014年 7月1日	○機構本部からの連絡により、国民年金記録や合算対象期間の確認不足による受給権発生日月の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。訂正し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生日月の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	152,360
81			愛知	笠寺	1994年 6月16日	2014年 10月10日	○機構本部から連絡があり、年金加入期間の確認不足による受給権発生日月の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生日月の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,046,284
82			東京	板橋	1993年 9月2日	2014年 7月23日	○機構本部から連絡があり、年金加入期間の確認不足による受給権発生日月の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生日月の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	505,283
83			北海道	旭川	1965年 2月7日	2014年 10月23日	○年金記録調査の際、老齢年金裁定時に坑内員の被保険者期間について実期間の3分の4倍して計算することを行わなかったため、誤った受給権発生日月で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、取扱いを機構本部を協議し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、坑内員期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
84			奈良	事務センター	2014年 6月26日	2015年 7月9日	○機構本部からの連絡により、老齢年金の裁定処理の際に時効区分の入力を誤ったことにより、年金支払額の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当者に対して、時効の取扱いについて確認を徹底をするよう指導しました。	1名	未払い	47,313
85			埼玉	浦和	2015年 6月4日	2015年 8月10日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターが年金裁定請求書の氏名のふりがなの確認を漏らし誤ったふりがなの年金証書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い、お客様に正しい年金証書を交付しました。 ●街角の年金相談センター管理者に対して再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
86	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	千葉	佐原	2009年 1月20日	2014年 10月8日	○遺族年金の請求により、死亡したお客様の老齢年金請求の際に、坑内員の被保険者期間について実期間の3分の4倍して計算するを行わなかったため、誤って受給権が無いと説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、取扱いを機構本部を協議しました。年金請求書を受付し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、坑内員期間の取扱いについて確認を徹底するよう徹底しました。	1名	未払い	347,325
87	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	愛知	半田	1998年 4月23日	2013年 12月11日	○再裁定の審査時に、老齢年金を裁定した際、旧三共済組合期間の算入を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	18,210,309
88	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	高津	1998年 2月16日	2013年 12月16日	○機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金の裁定時の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録を訂正しました。お客様に年金の返納のお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	過徴収	30,189
89			愛知	岡崎	1986年 1月頃	2014年 10月21日		1名	過払い	277,336
90			北海道	室蘭	1985年 3月28日	2014年 11月17日		1名	過徴収	7,102
91	老齢厚生年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	東京	板橋	1993年 9月20日	2014年 9月9日	○事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時の戦時加算記録の登録漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の受付の際には戦時加算記録の確認を確実によう周知徹底しました。	1名	未払い	3,289,100
92	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	兵庫	須磨	1982年 3月20日	2013年 5月15日	○未支給年金の請求の際、本来は任意加入期間のため特例納付保険料を納付できないにもかかわらず、老齢年金の裁定の際、強制加入被保険者として特例納付保険料を納付した記録のまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、取扱いを機構本部へ協議し、保険料納付済であることから任意加入期間を強制加入期間とみなして記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、任意加入期間や受給要件の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
93			秋田	大曲	2010年 6月23日	2015年 5月13日		○事務センターからの連絡により、本来は任意加入期間のため免除は承認できないにもかかわらず、老齢年金の裁定の際に免除期間としたまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、取扱いを機構本部へ協議し、免除期間の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入期間や受給要件の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	1名	—

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
94	老齢年金の国民年金や 厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島南	1983年 6月1日	2014年 7月22日	○遺族年金の請求の際、本来、任意加入期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の裁定の際に免除期間としたまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、取扱いを機構本部へ協議しました。免除期間を取消し過払いについて返納の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入期間や受給要件の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	92,863
95			東京	荒川	2013年 11月21日	2015年 4月15日	○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を補正することなく老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録を訂正しました。過払いについては返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金裁定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	375
96	遺族年金の受給要件等 の誤り	確認・決定誤り	静岡	三島	1986年 6月19日	2015年 1月23日	○機構本部から連絡があり、遺族年金を裁定する際に、厚生年金被保険者記録の一部を漏らしたまま裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	133,674
97			東京	八王子	1985年 5月13日	2015年 2月10日	○事務センターからの連絡や紙台帳とコンピューター記録との突き合わせ作業等により、遺族年金の裁定時に配偶者の厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、請求時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	580,185
98			鹿児島	鹿児島南	2002年 3月14日	2015年 6月15日		1名	未払い	56,917
99			石川	七尾	2002年 12月19日	2015年 1月30日	○再裁定の審査時に、戸籍謄本の死亡年月日の確認不足による、遺族年金の受給権発生日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、取扱いを機構本部へ協議し、訂正を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
100			滋賀	彦根	2000年 2月10日	2014年 10月7日	○お客様からの問合せ又は機構本部や共済組合からの連絡により、遺族年金の裁定時に旧三共済組合期間の算入を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,584,213
101			鹿児島	鹿児島北	2002年 3月28日	2014年 10月24日		1名	未払い	11,848,367
102			山形	新庄	1998年 10月26日	2014年 10月27日		1名	未払い	16,178,444
103			徳島	徳島南	1991年 9月5日	2014年 5月27日		○紙台帳とコンピューター記録の突き合わせ作業や機構本部からの連絡により、年金裁定時に戦時加算記録を誤って登録した状態で、遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、取扱いをブロック本部又は機構本部へ協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、裁定原簿等での年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
104	広島	福山	1991年 8月5日	2014年 10月8日		1名	未払い	10,199,041		
105	愛知	名古屋西	1985年 5月頃	2014年 10月17日		1名	未払い	1,672,589		
106	福岡	直方	2006年 6月18日	2014年 12月19日		1名	未払い	52,575		
107	大分	佐伯	1997年 12月頃	2015年 4月1日		1名	未払い	500,976		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
108	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	三重	事務センター	2015年 7月2日	2015年 7月15日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金を繰上請求した後にもかかわらず、障害基礎年金を事後重症請求で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。 ●担当部署において、繰上請求者からの障害年金決定について確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
109			本部	機構本部 (支払部)	2012年 5月25日	2015年 10月5日	○他の部署からの連絡により、年金選択届と同時に提出のあった障害者特例届について、選択届のみ処理を行い障害者特例の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書の処理状態の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	286,794
110		説明誤り	福岡	西福岡	2015年 5月18日	2015年 6月22日	○事務センターからの連絡により、年金相談や市役所からの問合せの際の年金記録の確認不足により、障害基礎年金の納付要件を満たしていないにもかかわらず納付要件があると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、請求書をお返ししました。 ●担当部署において、相談経過や納付要件については複数人で確認するよう徹底しました。	1名	—	0
111			長崎	諫早	2015年 5月7日	2015年 7月13日	○事務センターからの連絡により、年金相談や市役所からの問合せの際の年金記録の確認不足により、障害基礎年金の納付要件を満たしていないにもかかわらず納付要件があると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、請求書をお返ししました。 ●担当部署において、相談経過や納付要件については複数人で確認するよう徹底しました。	1名	—	0
112			群馬	前橋	2015年 8月12日	2015年 8月20日	○事務センターからの連絡により、年金相談や市役所からの問合せの際の年金記録の確認不足により、障害基礎年金の納付要件を満たしていないにもかかわらず納付要件があると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、請求書をお返ししました。 ●担当部署において、相談経過や納付要件については複数人で確認するよう徹底しました。	1名	—	0
113	障害年金の所得調査 や額改定請求等の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2014年 12月25日	2015年 2月13日	○お客様からの問合せにより、障害認定後に入力が必要な障害状態確認届の登録処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時及び審査後の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	128,800
114			愛媛	事務センター	2015年 9月2日	2015年 10月14日	○お客様からの問合せにより、所得状況届の届出が提出されているにもかかわらず、誤って未提出者として処理し障害基礎年金の差止通知を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付時及び審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	130,016
115	脱退手当金の支給誤り	確認・決定誤り	富山	富山	1962年 5月1日	2015年 2月16日	○お客様から連絡があり、脱退手当金の決定時に対象となる厚生年金被保険者期間を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し機構本部へ取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、お客様に脱退手当金の差額が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金の裁定などの際は年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,387

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
116	年金選択の誤り	確認・決定誤り	大阪	豊中	2008年 2月24日	2014年 3月18日	○機構本部から連絡があり、遺族年金の請求時に同時に提出のあった年金選択届について、登録処理を漏らしたまま老齢年金と遺族年金の支払をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金請求時の他年金の受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,121,017
117			東京	世田谷	2011年 9月15日	2014年 11月25日	○機構本部から連絡があり、遺族年金の請求時に他の年金の受給状況の確認不足により、年金受給選択申出書の案内を漏らし、老齢年金と遺族年金の支払をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金請求時の他年金の受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	846,025
118			岐阜	多治見	1996年 7月18日	2014年 11月25日	○機構本部から連絡があり、65歳から遺族厚生年金と老齢基礎年金を併せて受給できるにもかかわらず、年金受給選択申出書の案内をもらしたことにより老齢基礎年金が支給停止となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。処理を行い、正しい年金の支払が行われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取れる場合の年金選択の取扱いの確認を徹底しました。	1名	未払い	12,366,083
119			愛知	笠寺	2008年 1月19日	2015年 6月15日	○機構本部から連絡があり、遺族年金の受給権発生時から遺族厚生年金と遺族共済年金を併せて受給できるにもかかわらず、年金受給選択申出書の案内をもらし遺族厚生年金が支給停止となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。処理を行い、正しい年金の支払が行われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取れる場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	791,660
120			兵庫	明石	2014年 1月30日	2014年 12月5日	○お客様からの問合せや機構本部からの連絡により、共済組合から支給される年金の考慮漏れにより、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が行われたことを確認しました。 ●担当部署において、共済年金の受給状況や年金選択の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	448,170
121			福岡	中福岡	2015年 1月16日	2015年 4月20日	○お客様からの問合せや機構本部からの連絡により、共済組合から支給される年金の考慮漏れにより、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が行われたことを確認しました。 ●担当部署において、共済年金の受給状況や年金選択の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	162,575
122	再裁定の誤り	確認・決定誤り	長野	長野北	1997年 3月13日	2015年 2月12日	○未支給年金の請求時に、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から機構本部への再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否を確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	268,951
123			本部	機構本部 (支払部)	2014年 12月18日	2015年 2月24日	○内部点検により、死亡したお客様の再裁定の際に、支払い保留処理を漏らしたことから、年金が誤って支払われたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	696,748

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
124	再裁定の誤り	確認・決定誤り	岡山	高梁	2009年 6月5日	2014年 12月3日	○機構本部から連絡があり、厚生年金の加入期間を訂正する際、誤って加入期間を削除したまま再裁定をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、取扱いをブロック本部へ協議しました。記録を訂正し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金裁定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	93,464
125	死亡一時金の誤り	説明誤り	北海道	室蘭	2014年 11月14日	2015年 5月26日	○事務センターから連絡があり、国民年金の納付済期間が36月以上無いため死亡一時金が支給されないにもかかわらず、請求書の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し請求書をお返ししました。 ●担当部署において、死亡一時金の支給要件について周知徹底しました。	1名	—	0
126			愛知	大曽根	2015年 6月16日	2015年 7月2日	○事務センターから連絡があり、国民年金の納付済期間が36月以上無いため死亡一時金が支給されないにもかかわらず、請求書の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し請求書をお返ししました。 ●担当部署において、死亡一時金の支給要件について周知徹底しました。	1名	—	0
127	加給年金の誤り	確認・決定誤り	神奈川	相模原	1993年 3月4日	2014年 3月31日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業や再裁定の審査により、老齢年金裁定時に配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において生計維持関係や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	638,151
128			宮城	古川	1999年 7月8日	2014年 8月11日		1名	未払い	979,388
129			大阪	豊中	1999年 1月7日	2014年 9月19日		1名	未払い	43,984
130			東京	新宿	1997年 5月15日	2014年 10月7日		1名	未払い	18,833
131			福岡	直方	1995年 3月16日	2014年 12月17日		1名	未払い	39,702
132			静岡	三島	1986年 9月30日	2014年 12月19日		1名	未払い	1,481,787
133			東京	品川	1994年 5月12日	2015年 6月8日		○機構本部からの連絡により、国民年金記録や合算対象期間の確認不足による受給権発生生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
134	神奈川	横浜中	2008年 4月7日	2015年 8月7日	○老齢年金の請求により、配偶者の老齢年金請求の際に、請求者と配偶者の生計維持関係の確認不足から加給年金の支給に必要な書類の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、取扱いを機構本部へ協議しました。記録の訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、相談時や請求時には生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,180,327		
135	福岡	直方	1987年 2月14日	2014年 10月23日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業により、老齢年金裁定時に、確認不足から配偶者の生年月日の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、戸籍謄本等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	19,166		
136	加給年金勸奨状の作成誤り	通知書等の作成誤り	機構本部	システム部門	2015年 12月25日	2016年 1月4日	○お客様からの問合せにより、加給年金が加算されないにもかかわらず、誤って加給年金勸奨状が送付されていたことが判明しました。 ●該当するお客様に対して、お詫びの文書を送付しました。 ●制度改正など新たなシステムが稼働する際には、事務処理の変更点について、機構内担当部署間の連携を密にし、確認を徹底することで再発防止を図ることとしています。	310名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
137	振替加算の誤り	確認・決定誤り	大分	大分	1994年 10月31日	2013年 7月18日	○遺族年金の請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	313,650	
138			静岡	富士	2010年 11月25日	2014年 1月16日		●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,090,340
139			三重	伊勢	1991年 11月20日	2014年 9月26日		●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	5,232,357
140			京都	舞鶴	1991年 2月8日	2014年 10月7日		●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	4,895,166
141			沖縄	コザ	2001年 7月9日	2015年 1月22日		●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,269,630
142			福岡	東福岡	2008年 6月23日	2015年 5月18日	○年金相談の際、配偶者の退職共済年金への加給年金の加算状況等の確認不足により、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	835,775	
143			神奈川	横浜西	1996年 6月6日	2015年 3月23日	○未支給年金等の請求時又は機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の裁定後にお客様の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、お客様の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	3,870,366	
144			神奈川	横浜西	1991年 1月頃	2015年 3月31日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	3,016,291	
145			福井	福井	1999年 3月31日	2015年 4月7日	●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	3,030,399	
146			神奈川	横浜西	1994年 4月頃	2015年 5月28日	●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	4,597,550	
147	岐阜	美濃加茂	1999年 3月16日	2015年 8月4日	●担当部署において、裁定時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,480,965			
148	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (支払部)	1995年 9月20日	2015年 7月1日	○他の部署からの連絡により、老齢基礎年金、老齢厚生年金、遺族厚生年金、遺族共済年金の受給権者について、65歳以降老齢厚生年金を全額支給停止すべきところ、支給停止の処理をもらしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において今回の事象を周知し、処理のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	918,707	
149		説明誤り	福岡	小倉南	2015年 7月14日	2015年 9月2日	○お客様からの問合せがあり年金相談の際、老齢厚生年金の長期特例に該当する時期を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、長期特例の要件について周知しました。	1名	—	0	
150		入力誤り	本部	機構本部 (支払部)	2015年 10月15日	2015年 10月30日	○他の部署からの連絡により、年金受給選択の処理時に支給額の調整を行う際の、調整額の誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において今回の事象を周知し、調整リストによる確認漏れのないよう徹底しました。	1名	過払い	55,500	
151		入力誤り	本部	機構本部 (支払部)	2015年 10月16日	2015年 10月30日	○他の部署からの連絡により、障害年金の再裁定に伴い老齢年金との選択を見直した際、老齢年金を全額支給停止すべきところ、全額支給停止の入力をもらっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において今回の事象を周知し、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,180,089	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
152	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	北海道	新さつぼろ	2015年 6月15日	2015年 8月14日	<p>○お客様から問合せがあり、市役所から後期高齢者医療保険料の特別徴収を停止するための異動情報を年金機構に通知する際、市役所の委託業者が誤って異動理由を死亡としたため、生存者に対して死亡保留を行っていたことが判明しました。</p> <p>●市役所の担当者がお客様を訪問しお詫びしました。年金機構において訂正処理を行い、お客様に正しい年金の支払が完了したことを確認しました。</p> <p>●市役所が委託業者に対して再発防止策を講ずるよう指導しました。</p>	62名	未払い	13,106,855
153	年金相談の誤り	説明誤り	北海道	札幌北	2015年 4月21日	2015年 6月2日	<p>○内部での調査により、死亡者の年金加入状況等について、本来回答できない照会者に対して回答をしていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が死亡者のご遺族であるお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、電話相談の取扱いについて周知しました。</p>	1名	—	0
154	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	千葉	佐原	2015年 9月28日	2015年 10月8日	<p>○お客様から問合せがあり、基礎年金番号や氏名等の確認不足から、別人記録による年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した回答票を回収し、正しい回答票を交付しました。</p> <p>●担当部署において、書類の交付時にマニュアルに沿った確認等を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
155			大阪	大手前	2015年 11月11日	2015年 12月4日	<p>○お客様から問合せがあり、委託社労士が基礎年金番号や氏名等の確認不足から、別人記録による国民年金保険料の納付状況を説明していたこと及び、別人の被保険者記録照会票を交付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した書類を回収しました。</p> <p>●誤って交付した書類に記載のある記録の持ち主に対して、担当者がお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●担当部署において、書類の交付時には氏名等をマーカーでチェックするなど、マニュアルに沿った確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	—	0
156			滋賀	事務センター	2015年 9月17日	2015年 9月24日	<p>○お客様からの問合せがあり、委託業者が年金証書を送付する際に、確認不足により別人の住民票コード通知書を同封していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送付した通知書を回収し、正しいお客様へお渡ししました。</p> <p>●担当部署において、封入封緘の際は、送付物の氏名等の確認を徹底するよう周知しました。</p> <p>●委託業者に対して再発防止策を講ずるよう指導しました。</p>	1名	—	0
157	年金給付関係書類の紛失	受理後の書類管理誤り	大阪	今里	2014年 11月20日	2015年 6月16日	<p>○お客様から問合せがあり、受け付けた年金受給権者支払機関変更届が所在不明であることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金受給権者支払機関変更届を再提出いただき、正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
158			福岡	直方	2010年 2月10日	2015年 2月16日	<p>○お客様から問合せがあり、提出された標準報酬改定請求書が処理されておらず所在不明になっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。標準報酬改定請求書を再提出いただき、受け付けた当時にさかのぼって改定処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	2名	未払い	90,834

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
159	年金給付関係書類の処理漏れ	未処理・処理遅延	京都	上京	2008年 2月頃	2012年 11月16日	○未処理書類の点検時又は内部監査により、未支給年金請求書の処理漏れ、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。記録の調査及び訂正、再裁定処理等を行い、過徴収があるお客様については還付の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	13名	その他	6,383,371
160			本部	機構本部 (支払部)	2010年 1月頃	2014年 2月26日		9名	その他	1,571,142
161			本部	機構本部 (支払部)	2012年 10月29日	2014年 6月3日		16名	未払い	1,035,024
162		受理後の書類 管理誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2014年 10月16日	2014年 11月26日		1名	未払い	1,166,100
163			鳥取	倉吉	2013年 5月24日	2014年 12月15日		1名	未払い	6,788,236
164	氏名の登録及び変更に係る誤り	確認・決定誤り	神奈川	鶴見	2005年 7月25日	2014年 7月10日	○お客様からの問合せにより、別人の基礎年金番号の氏名変更処理を行ったうえ、重複取消処理をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
165	年金の振込先金融機関・住所変更に係る誤り	確認・決定誤り	神奈川	高津	2014年 11月4日	2014年 12月16日	○お客様からの問合せにより、受取機関変更届の処理時に、支店名の金融機関コードの転記や基礎年金番号の確認の誤りにより、年金の受取先を正しく登録していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査の際に入力内容を見やすく表示するとともに、入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	5名	未払い	979,238
166	記録訂正の誤り	確認・決定誤り	三重	尾鷲	2010年 9月7日	2014年 11月10日	○事務センターから連絡があり、厚生年金基金を代行返上した際、基金加入期間が10年未満の中途退職者について誤って代行返上記録の登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、被保険者記録補正の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	101,529
167			北海道	事務センター	2015年 1月30日	2015年 5月28日	○機構本部から連絡があり、基礎年金番号を重複取消した際、重複取消後に登録が必要な70歳以上の加入記録の登録を漏らしたため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、被保険者記録補正の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	973,215
168	年金記録関係書類の処理漏れ	受付時の書類 管理誤り	東京	葛飾	2015年 2月26日	2015年 4月2日	○未処理書類の点検の際に、年金記録照会申出書の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、記録の調査を行い照会に対する回答を送付しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

日本年金機構の平成28年2月分のシステム事故等一覧

	件名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	遺族厚生年金の支給停止額計算誤り	2015年9月24日	2016年1月25日	<p>○被用者年金一元化法後に決定された遺族厚生年金受給者のうち、共済組合等の年金で経過的寡婦加算額が加算される方については遺族厚生年金が一部停止となりますが、経過的寡婦加算額の計算プログラム誤りにより遺族厚生年金が正しく支給されていないことが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対して、お詫びの文書を送付しました。また、未払いとなっている年金をお支払いいたします。</p> <p>●平成27年10月施行の被用者年金一元化法のシステム開発において、経過的寡婦加算額の計算プログラム誤りがあったものであり、遺族厚生年金の停止額が正しく計算されるよう対応しました。</p> <p>●今後のシステム開発において、経過的寡婦加算額にかかる改修を行う場合には、年金額の設定パターンを洗い出し、テストによる確認作業を徹底することにより、再発防止を図ることとしています。</p>	190名	未払い	218,798円
2	既に老齢基礎年金を受給されている方への老齢厚生年金勧奨状送付誤り	2015年9月24日	2016年2月8日	<p>○既に老齢基礎年金を受給されている方に対し、厚生年金の期間が無いため勧奨状の送付対象ではないにもかかわらず、「年金請求を促すためのお知らせ」(69歳時点で年金請求の手続きをされていない方に送付する勧奨状)が送付されたことが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対して、お詫びの文書を送付しました。</p> <p>●平成27年10月施行の被用者年金一元化法のシステム開発において、勧奨状の送付対象者を判定するプログラムの設計誤りがあったものであり、当該ケースの対象になる方には勧奨状を送付しないよう対応しました。</p> <p>●今後のシステム開発において、厚生年金の期間に応じて勧奨状送付対象者の判定を行う場合の判定パターンの検証及びテストによる確認作業を徹底することにより、再発防止を図ることとしています。</p>	44名	-	0円
3	共済組合に在職されている方の老齢厚生年金支給停止誤り	2015年9月24日	2016年2月9日	<p>○平成27年10月1日に共済組合の資格喪失があり、同日に厚生年金保険の資格取得または共済組合の再取得があった方について、老齢厚生年金の在職支給停止処理が正しく行われず、誤って年金が支給されていることが判明しました。</p> <p>また、平成27年10月前から引き続き70歳以上被用者として共済組合に加入されている方に対しても、在職支給停止が正しく行われていないことが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対して、お詫びの文書を送付しました。また、過払いとなった年金の返納の処理を行いました。</p> <p>●平成27年10月施行の被用者年金一元化法のシステム開発において、在職停止の判定要件にかかるプログラム設計誤りがあったものであり、平成27年10月1日同日に資格喪失と資格取得があった場合、また、70歳以上被用者として共済組合に加入されている方の記録を正しく判定し、在職による停止額の算出を行うようシステムを改修いたします。</p> <p>●今後のシステム開発において、法律の施行日を境に資格記録の判定条件が変更となるケースについて、在職支給停止の判定要件の確認作業を徹底することにより、再発防止を図ることとしています。</p>	23名	過払い	3,399,832円

日本年金機構の平成28年2月分のシステム事故等一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
4	旧法厚年老齢年金の65歳以降の在職による支給停止額誤り	2007年4月1日	2014年7月1日	<p>○旧法厚年老齢年金を受給されている方への支払いについて、システム開発時のプログラム設定誤りにより、再裁定において在職による支給停止を行うべき月に対して停止を行っていなかったため、1カ月分の過払いが発生しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●該当するお客様について、お詫びの文書を送付しました。また、返納に係る処理が完了したことを確認しました。</li> <li>●正しい金額をお支払いするようシステム改修を実施しました。</li> <li>●今後のシステム開発では、プログラムで設定された支給停止対象期間が適切であることの確認作業を徹底することにより再発防止を図ることとしております。</li> </ul>	5名	過払い	72,147円
5	遺族厚生年金の支給停止額計算誤り	2010年7月15日	2014年10月31日	<p>○遺族厚生年金を受給し、また、ご自身の老齢厚生年金を受給している場合の遺族厚生年金の支給停止額は、老齢厚生年金相当の額を停止することとなっておりますが、システム開発時のプログラム設定誤りにより、老齢厚生年金の年金額に誤りがあり、結果として、誤った停止額を算出し遺族厚生年金に過払及び未払いが生じていることが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●過払いに該当するお客様について、返納に係る処理が完了したことを確認しました。また、未払いに該当するお客様については、正しい年金をお支払いしました。</li> <li>●正しい金額をお支払いするようシステム改修を実施しました。</li> <li>●今後のシステム開発においては、複数の年金を受給する場合の年金額の算出においてプログラム設定時の支給停止パターンの確認作業を徹底することにより再発防止を図ることとしております。</li> </ul>	2名	その他	492円